

2024年5月15日

各 位

会社名 株式会社 テレビ東京ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 石川 一郎
(コード番号: 9413 東証プライム)
問合せ先責任者 経営企画局長 大久保 直和
(Tel. 03-3587-3061)
<https://www.txhd.co.jp>

定款の一部変更に関するお知らせ (株主名簿に非掲載の外国人等株主への配当方針について)

株式会社テレビ東京ホールディングス（本社：東京都港区、代表取締役社長：石川一郎）は5月15日開催の取締役会において、6月20日開催予定の第14回定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議しましたのでお知らせします。

1. 変更の目的

当社は放送法に基づき株主名簿への記載を拒否した外国人等株主が保有する株式に対し、配当を支払うこととし、そのために必要な定款変更を株主総会に提案します。

当社は、外国人等株主の議決権割合が20%以上となる場合、放送法に基づき株主名簿への記載または記録を拒否することを定款に定めております。ただ上場以来、外国人等株主の議決権割合が20%よりも低い水準で推移していることもあり、名簿非掲載の外国人等株主に対する配当方針については明確には示していませんでした。

当社は資本コストや株価を意識した経営を加速し、2020年代後半にROE（自己資本利益率）8%の達成をめざすとともに、配当性向の目処を中長期的に35%に高める方針を掲げています。外国人等株主に対する新たな配当方針を通じて、当社の投資魅力を引き上げるとともに株主還元も推進し、企業価値を高めてまいります。また英文開示の充実など外国人等株主に対する情報開示も強化します。

なお定款変更の後も、放送法に基づき外国人等株主の議決権割合が総議決権の20%以上となる場合に株主名簿への記載または記録を拒み、その議決権行使を制限することに変更はありません。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(剰余金の配当) 第46条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。	(剰余金の配当) 第46条 剰余金の配当は、以下の各号に定められた者に対し行う。 (1) 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者 (2) 社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に基づき振替機関より通知された毎年3月31日の株主のうち、その有する株式の全部若しくは一部について、放送法及び本定款第12条に基づき、株主名簿に記載若しくは記録されなかった株主または当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者
(中間配当) 第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。	(中間配当) 第48条 当社は、取締役会の決議によって、以下の各号に定められた者に対し、中間配当を行うことができる。 (1) 毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者 (2) 社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に基づき振替機関より通知された毎年9月30日の株主のうち、その有する株式の全部若しくは一部について、放送法及び本定款第12条に基づき、株主名簿に記載若しくは記録されなかった株主または当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月20日

定款変更の効力発生日 2024年6月20日

以 上